

議案第12号

逗子市営住宅条例の一部改正について

逗子市営住宅条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市営住宅条例の一部を改正する条例

逗子市営住宅条例（平成9年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号中「市民税」を「市税」に改める。

第12条第1項第1号に後段として次のように加える。

この場合において、連帯保証人が入居決定者と連帯して保証する家賃その他の債務の極度額は、入居時の家賃の12月分に相当する額とする。

第20条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第55条第1項第1号に後段として次のように加える。

この場合において、連帯保証人が使用決定者と連帯して保証する使用料その他の債務の極度額は、使用開始時の使用料の12月分に相当する額とする。

第59条第3項中「第20条第3項及び第4項」を「第20条第4項及び第5項」に改め、同項後段中「第20条第3項」を「第20条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に連帯保証人となっている者の家賃又は使用料その他債務の保証については、改正後の逗子市営住宅条例第12条第1項第1号及び第55条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に伴い、住宅入居の手續等に係る規定の整備を行うに当たり、改正の要あるため提案する。